

		特別児童扶養手当	在宅障害児福祉手当
受給できるかた		精神、知的または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育しているかた	
対象児童	1級	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の判定がああむね1級または2級程度に該当する児童 ・療育手帳の判定がⒶ・A程度の知的障害または同程度の精神障害がある児童 	特別児童扶養手当の受給対象となる児童 (障害児福祉手当を支給されている児童を除く)
	2級	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の判定がああむね3級程度に該当する児童 ・療育手帳の判定がB程度の知的障害または同程度の精神障害がある児童 	
手当の額		1級 月額 50,400円 2級 月額 33,570円	特別児童扶養手当 1級に該当する程度のかた 月額 4,000円 特別児童扶養手当 2級に該当する程度のかた 月額 2,500円
手当の支払日 (口座振込)	4月、8月、11月(各月11日)		9月、3月(各月25日)
所得状況届	毎年8月11日～9月10日までの間に提出してください。 ※所得状況届が必要なかたには、所得状況届の詳細について通知を送付しますので、通知を確認のうえ、手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2年間提出をしないと、受給資格がなくなることがあります。		

■お問合せ 子育て支援課（猿島庁舎／内線2217）



		特別障害者手当	障害児福祉手当		
受給できるかた		在宅されているかたで、身体または精神の障害が最重度であり、障害が重複しているなどのため、日常生活で常時特別な介護が必要な20歳以上のかた			
手当の額		月額 26,260円			
手当の支払日 (口座振込)	5月、8月、11月、2月(各月10日)				
所得状況届	每年8月11日～9月10日までの間に提出してください。 ※この届を提出しないと、受給資格がなくなることがあります。				

■お問合せ 社会福祉課（猿島庁舎／内線2218）